

## 第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項ではないものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の型式及び周波数      2 空中線電力      3 運用許容時間      4 無線設備の設置場所

A-2 総務大臣は、無線局の予備免許を受けた者から工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の申請者に対してどのような処分を行うか。電波法（第11条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の免許を拒否する。  
2 その無線局の予備免許を取り消す。  
3 速やかに当該工事を落成するよう指示する。  
4 工事落成の期限の延長を申請するよう指示する。

A-3 次の記述は、無線局の変更等の許可について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは  **A** を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。  
② ①のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。  
③ ①の変更の工事は、 **B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

- | A           | B                |
|-------------|------------------|
| 1 識別信号      | 電波の型式又は周波数       |
| 2 識別信号      | 周波数、電波の型式又は空中線電力 |
| 3 無線設備の設置場所 | 電波の型式又は周波数       |
| 4 無線設備の設置場所 | 周波数、電波の型式又は空中線電力 |

A-4 次の記述は、無線局の免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、 **A** を付して、その旨を申請するものとする。  
② ①の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。  
③ 総務大臣又は総合通信局長は、①の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。  
④ 免許人は、②の新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を  **B** 。

- | A             | B           |
|---------------|-------------|
| 1 訂正すべき箇所     | 返さなければならない  |
| 2 訂正すべき箇所     | 廃棄しなければならない |
| 3 事由及び訂正すべき箇所 | 返さなければならない  |
| 4 事由及び訂正すべき箇所 | 廃棄しなければならない |

A-5 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の  A  B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- | A             | B         |
|---------------|-----------|
| 1 周波数の偏差及び幅   | 空中線電力の偏差等 |
| 2 周波数の偏差及び幅   | 高調波の強度等   |
| 3 周波数の偏差及び安定度 | 高調波の強度等   |
| 4 周波数の偏差及び安定度 | 空中線電力の偏差等 |

A-6 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の  A からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超過して輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の  B に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等  B の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

- | A       | B        |
|---------|----------|
| 1 基準周波数 | 1パーセント   |
| 2 基準周波数 | 0.5パーセント |
| 3 割当周波数 | 1パーセント   |
| 4 割当周波数 | 0.5パーセント |

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り  A の変化によって  B ものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り  C の変化によって影響を受けないものでなければならない。

- | A             | B             | C           |
|---------------|---------------|-------------|
| 1 外囲の温度若しくは湿度 | 影響を受けない       | 電源電圧又は負荷    |
| 2 外囲の温度若しくは湿度 | 発振周波数に影響を与えない | 電源電圧又は負荷    |
| 3 電源電圧又は負荷    | 発振周波数に影響を与えない | 外囲の温度若しくは湿度 |
| 4 電源電圧又は負荷    | 影響を受けない       | 外囲の温度若しくは湿度 |

A-8 次の表は、記号をもって表示する電波の型式とその内容を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその内容の組合せが誤っているものを表の番号の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式を表示する記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A1A	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
2	C3F	振幅変調であって残留側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
3	F2B	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって自動受信を目的とするもの
4	H3E	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	ファクシミリ

A-9 次の記述は、無線局の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
  - (1) 免許状に  B であること。
  - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ③  C の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	記載されたもの	①又は②の(2)
2	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	①又は②の(1)
3	無線設備の工事設計	記載されたもの	①又は②の(1)
4	無線設備の工事設計	記載されたものの範囲内	①又は②の(2)

A-10 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は  A の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、 B、気象業務、 C 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	放送	災害の復旧	ガス事業に係るガスの供給の業務
2	放送	治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務
3	宇宙無線通信	治安の維持	ガス事業に係るガスの供給の業務
4	宇宙無線通信	災害の復旧	電気事業に係る電気の供給の業務

A-11 無線局は、モールス無線電信による自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。

A-12 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前にどうしなければならないか。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 2 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。
- 3 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整しなければならない。
- 4 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかなければならない。

A-13 次の記述は、アマチュア局の免許状の備付け等について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許状は、 A の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、①にかかわらず、その B に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。

A	B
1 無線局を運用する場所	免許人の住所
2 無線局を運用する場所	無線設備の常置場所
3 主たる送信装置のある場所	免許人の住所
4 主たる送信装置のある場所	無線設備の常置場所

A-14 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人が免許状に記載された周波数以外の周波数を使用して運用していると認めるとき。
- 2 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。

A-15 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、 A 、交通通信の確保又は B のために必要な通信を C に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により C に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

A	B	C
1 災害の救援	電力の供給の確保	電気通信事業者
2 災害の救援	秩序の維持	無線局
3 財貨の保全	電力の供給の確保	無線局
4 財貨の保全	秩序の維持	電気通信事業者

A-16 次の記述は、無線従事者の免許を与えないことができる場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号（電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときのことをいう。）又は第2号（不正な手段により免許を受けたときのことをいう。）の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から B を経過しない者
- (3) 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

A	B
1 罰金以上の刑	2年
2 罰金以上の刑	1年
3 懲役又は禁こ	1年
4 懲役又は禁こ	2年

A-17 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義である。無線通信規則（第1条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、 A のため、公表された高い精度の  B 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う  C その他の目的のための無線通信業務をいう。

	A	B	C
1	一般的受信	特性	学術、産業
2	一般的受信	特定	科学、技術
3	周波数の較正	特性	科学、技術
4	周波数の較正	特定	学術、産業

A-18 無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 18,268 kHz～18,618 kHz
- 2 18,168 kHz～18,268 kHz
- 3 18,068 kHz～18,168 kHz
- 4 18,018 kHz～18,068 kHz

A-19 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する  B をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を  C するために必要な措置を執ることを約束する。
  - (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
  - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを  D こと。

	A	B	C	D
1	国際通信	すべての可能な措置	禁止し、及び防止	公表若しくは利用する
2	国際通信	技術的に可能な措置	禁止	他人の用に供する
3	公衆通信	技術的に可能な措置	禁止し、及び防止	他人の用に供する
4	公衆通信	すべての可能な措置	禁止	公表若しくは利用する

A-20 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、 B に従い、 C を守ることを要する。

	A	B	C
1	設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律
2	設置し、又は運用する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	電気通信の秘密
3	管理し、又は保守する	その属する国の法令	電気通信の秘密
4	管理し、又は保守する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	無線通信の規律

B-1 次の記述は、電波法に定める用語の定義である。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 「電波」とは、以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるためのをいう。
- ⑤ 「無線従事者」とは、無線設備のを行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- ⑥ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、のみを目的とするものを含まない。

- |   |           |   |          |   |       |   |    |    |    |
|---|-----------|---|----------|---|-------|---|----|----|----|
| 1 | 300万メガヘルツ | 2 | 操作又はその監督 | 3 | 電氣的設備 | 4 | 中継 | 5  | 操作 |
| 6 | 30万ギガヘルツ  | 7 | 音声その他の音響 | 8 | 通信設備  | 9 | 音声 | 10 | 受信 |

B-2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。
  - (1) 周波数の電波を利用するもの
  - (2) 空中線電力以下のもの
  - (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
  - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
  - (5) 当該送信設備から発射される電波のを以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

- |   |               |   |       |   |       |   |      |    |            |
|---|---------------|---|-------|---|-------|---|------|----|------------|
| 1 | 26.175MHz以下の  | 2 | 割当周波数 | 3 | 10ワット | 4 | 2分の1 | 5  | 0.25パーセント  |
| 6 | 26.175MHzを超える | 7 | 特性周波数 | 8 | 50ワット | 9 | 4分の1 | 10 | 0.025パーセント |

B-3 無線局運用規則（第13条）に規定する無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRA?	貴局名は、何ですか。
イ QRK?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRO?	こちらは、送信機の電力を増加しましょうか。
オ QTH?	緯度及び経度で示す（又は他の表示による。）そちらの位置は、何ですか。

B-4 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、に限って、の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。
- ③ アマチュア局の最大電力は、が定める。
- ④ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の一般規定は、アマチュア局に適用する。

- |    |                |   |             |   |                  |
|----|----------------|---|-------------|---|------------------|
| 1  | 伝送効率を高めるために高速化 | 2 | 意味を隠すために暗号化 | 3 | 緊急時及び災害救助時       |
| 4  | 通信回線のふくそう時     | 5 | 第三者のために国際通信 | 6 | アマチュア局以外の局との国際通信 |
| 7  | 関係主管庁          | 8 | 国際電気通信連合    | 9 | 技術特性に関する         |
| 10 | すべての           |   |             |   |                  |

B-5 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて  ア の停止を命じ、又は期間を定めて  イ を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き  ウ 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①の命令又は制限に従わないとき。
- (4) 免許人が  エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

- |                       |         |              |
|-----------------------|---------|--------------|
| 1 無線局の運用              | 2 電波の発射 | 3 電波の型式及び周波数 |
| 4 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 | 5 6箇月   | 6 1年         |
| 7 刑法                  | 8 2年    | 9 電波法又は放送法   |
| 10 3年                 |         |              |